

令和6年度 第2回神戸市屋外広告物審議会資料

1. 令和6年度 神戸市屋外広告物審議会

(1) 委員

(令和6年11月1日時点)

氏 名	職 名
磯 山 哲 男	兵庫県屋外広告美術協同組合 副理事長
勝 沼 直 子	神戸新聞社 論説委員長
角 松 生 史	神戸大学大学院 法学研究科 教授
木 原 和 子	神戸市ネットモニター
中 村 留 美	神戸法律事務所 弁護士
藤 本 英 子	京都市立芸術大学 名誉教授
古 澤 チ エ	神戸市ネットモニター

(2) 審議会開催日程

- ・令和6年8月29日 第1回 審議会 開催

2. 同一壁面における同一表示の規制について

(1) 現状の施行規則

同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。

ただし、それぞれの広告物間の距離が30m以上ある場合には、この限りでない。

(2) 近隣他都市、政令市の状況

(県内の近隣他都市)

	同一壁面の設置基準
兵庫県	意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とすること。
明石市	意匠が同一のものにあつては、1壁面に数量が2枚(基)とすること。
西宮市	意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚限りであること。
尼崎市	意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とすること。
姫路市	意匠が同一のものにあつては、1壁面又は1屋根面につき数量が1であること。 ただし、 <u>広告物等の相互間の距離が30m以上である場合又は建築物の出入口付近に表示するもので、建築物全体における広告物表示の調和に配慮しており、かつ、当該建築物への円滑な誘導のために必要な最小限と認められるものである場合に</u> あつては、この限りでない。
芦屋市	意匠が同一のものにあつては、1壁面に1枚(基)とすること。

(政令市) 同一壁面において同一表示の制限規定がある自治体

	同一壁面の設置基準
札幌市	同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を2個以上設置しないこと。
千葉市	(景観条例－中央公園プロムナード都市景観デザイン推進地区の基準) 一壁面について、同一内容のものは1箇所とする。
大阪市	(景観条例－重点届出区域の基準) 1つの広告物に対し、情報量は最小限とする。 } 同一情報を複数表示しないよう誘導 広告物は集約して設置する。
岡山市	意匠及び広告文が同一のものは、1壁面に1個であること。

(3) 改正案

同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出ししないこと。ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア それぞれの広告物の間の距離が30メートル以上ある場合。

イ 周囲の景観や建築物全体における広告物表示の調和に配慮しており、かつ、当該建築物及び建築物内の施設への歩行者の円滑な誘導のために設置されるものである場合。

(4) 改正の趣旨

これまでの審議会において、「表札」「誘導」の役割のための広告物であれば、同一表示の内容であっても問題ないというご意見をいただいたことを参考に、歩行者への円滑な誘導のためであれば、規制を緩和する方針。

地上1～2階程度を想定しているものの、ペDESTリアンデッキ等、地上から高い位置にあっても歩行者のための誘導を目的としている場合もあるため、上記のような表現とする。

今回の改正により許可できるようになる掲出例や、掲出不可の例等は条例の解説をしている「屋外広告物条例のしおり」(市HPにて公開)において事例を掲載する予定である。



3. 冠婚葬祭、祭礼等にかかる広告物について

(1) 改正の概要

「冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物等」の取扱いを、神戸市屋外広告物条例（以下「条例」という。）を改正することにより、次のように改める。

項 目	現 行	改正案
禁止地域等（条例第2条）で表示、設置は可能か？	可能（条例第11条により適用除外）	
表示禁止物件（条例第3条）に表示、設置は可能か？	不可	可能（条例第11条の改正により適用除外）
許可（条例第5条）は必要か？	不要（条例第11条により適用除外）	

(2) 改正の趣旨

・地域コミュニティに対する祭礼の役割を考慮

物理的に近い距離でなければ対応しづらい課題（災害時の一次対応、子育て支援、老々介護、ヤングケアラー、孤独・孤立などの課題）の解決にあたって、地域コミュニティへの期待が高まっている。

地域で行われる祭礼は、下記で述べる「ハレ（非日常）」の景観の効用も相まって参加者の交流を促し、地域コミュニティの活性化を図る役割も有している。

・景観面における祭礼の歴史的・文化的意義を考慮

祭礼は、地域固有の歴史や文化が感じられる「ハレ（非日常）」の景観を作り出している。したがって、一時的（1週間程度までの期間）に旗ざおを設置するような場合は、制限をするよりも、むしろなるべく広く認めていくことが望ましいといえる。

例えば、信号機や道路標識が見えなくなるような旗ざお等の設置は当然認められるものではないが、交通の安全と円滑を阻害しない範囲でガードレール等に設置するのであればこれを制限するまでの必要はない。

(3) 現行条例でも、表示禁止物件に表示、設置が可能なもの（条例第11条第1項、第2項）

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国又は地方公共団体が公共的な目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- (3) 公職選挙法の適用を受ける選挙運動のために使用する広告物等
- (4) 所有者又は管理者が管理上の必要性に基づいて表示し、又は設置する広告物等
- (5) 公益上必要な施設等に基準に適合して寄贈者の名称等を表示し、又は設置する広告物等

(4) 他の地方公共団体の状況

神戸市を除く政令市19都市中9都市（札幌市、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市）、東京都などで、表示禁止物件への祭礼関係の広告物を認めている。

(5) 条例改正案の新旧対照表

改正後	改正前
<p>神戸市屋外広告物条例 平成 12 年 1 月 11 日 条例第 50 号</p> <p>神戸市屋外広告物条例（昭和 31 年 10 月条例第 34 号）の全部を改正する。</p> <p>第 1 条～第 10 条 [略] (適用除外)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 <u>次に掲げる広告物等については、第 2 条、第 3 条及び第 5 条の規定は適用しない。</u></p> <p>(1) <u>公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者の名称その他これに類するものを表示し、又は設置する広告物等</u></p> <p>(2) <u>冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等</u></p> <p>3 次に掲げる広告物等については、第 2 条及び第 5 条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>電車（軌道事業の用に供する車両及び索道事業の用に供する搬器を含む。第 7 号及び次項第 2 号において同じ。）又は自動車に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</u></p> <p>(6)～(10) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>第 12 条～第 27 条 [略]</p> <p>附 則 1～3 [略]</p>	<p>神戸市屋外広告物条例 平成 12 年 1 月 11 日 条例第 50 号</p> <p>神戸市屋外広告物条例（昭和 31 年 10 月条例第 34 号）の全部を改正する。</p> <p>第 1 条～第 10 条 [略] (適用除外)</p> <p>第 11 条 [略]</p> <p>2 <u>公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者の名称その他これに類するものを表示し、又は設置する場合においては、第 2 条、第 3 条及び第 5 条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 次に掲げる広告物等については、第 2 条及び第 5 条の規定は適用しない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>電車（軌道事業の用に供する車両及び索道事業の用に供する搬器を含む。第 8 号及び次項第 2 号において同じ。）又は自動車に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの</u></p> <p>(7)～(11) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>第 12 条～第 27 条 [略]</p> <p>附 則 1～3 [略]</p>

〈参考条文〉神戸市屋外広告物条例（神戸市平成12年1月条例第50号）（現行）

（禁止地域等）

第2条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区又は縮小的建築物群保存地区で市長が定める範囲内にあるもの
- (2) 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2条第2項で規定する市民農園の区域で市長が定める範囲内にあるもの
- (3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条若しくは第78条第1項の規定により指定された建築物及びその周囲で市長が定める範囲内にあるもの又は同法第109条第1項若しくは第2項若しくは第110条第1項の規定により指定され、若しくは仮指定された地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (4) 兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号）第4条第1項の規定により指定された建築物及びその周囲で市長が定める範囲内にあるもの又は同条例第31条第1項の規定により指定された記念物の周囲で市長が定める範囲内にあるもの
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項第1号で規定する目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (6) 高速自動車国道若しくは自動車専用道路の全区間又は道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）、鉄道、軌道若しくは索道で市長が定める範囲内にあるもの
- (7) 道路、鉄道、軌道又は索道を接続する地域（展望することができない広告物又は掲出物件のある地域又は場所を除く。）で市長が定める範囲内にあるもの
- (8) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項で規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令（平成15年政令第62号）第2条各号に規定する公園若しくは緑地の区域で市長が定める範囲内にあるもの
- (9) 河川、湖沼、渓谷、海浜、高原、山若しくは山岳又はこれらの木近の地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (10) 港湾、空港若しくは駅前広場又はこれらの木近の地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (11) 古墳若しくは墓地又はこれらの周囲の地域で市長が定める範囲内にあるもの
- (12) 官公署、学校、図書館、博物館、美術館、病院、公会堂、公民館、体育館若しくは公衆便所の建物又はこれらの敷地（規則で定めるものを除く。）
- (13) 寺社、教会若しくは火葬場の建築物又はこれらの境域で市長が定める範囲内にあるもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定する地域又は場所
（表示等をしてはならない物件）

第3条 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋、梁、トンネル、高架構造物及び分道帯
- (2) 街路樹及び路傍樹
- (3) 神戸市市民公園条例（昭和51年4月条例第16号）第27条第1項の規定により指定された市民の木
- (4) 信号機、道路標識、歩道の柵、駒留め、里程標その他これらに類するもの
- (5) 消火栓、火災検知機及び火の見やぐら
- (6) 郵便ポスト及び電話ボックス
- (7) 送電塔、送受信塔、照明塔、変圧器その他これらに類する工作物
- (8) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (9) 地下道及び地下鉄道上屋
- (10) 景観法（平成16年法律第110号）第9条第1項の規定により指定された景観重要建築物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

2 次に掲げる物件には、簡易広告物（法第7条第4項で規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 電柱及び街灯柱
- (2) バス停留所の上屋（その支柱及び壁を含む。）

- (3) アーチの支柱及びアーケードの支柱
 - (4) 消火栓の標識（その支柱を含む。）
- （許可）

第5条 本市の区域内において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可の有効期間は、3年以内において市長が定める。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き市長の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、許可の有効期間満了の前日30日までに許可の更新の申請をし、許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第2項の有効期間以外に第1項及び前項の許可に必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 5 第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は取壊ししようとするときは、規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。
- 7 第1項、第3項又は第5項の許可を受けた者は、これらの許可に係る事項（その変更又は取壊しにつき第5項の許可が必要となる事項を除く。）に変更が生じたときは、遅滞なく、市長にその旨を届け出なければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

（適用除外）

第1条 次掲げる広告物等については、第2条から前条まで（第4条を除く。）の規定は適用しない。ただし、第2号に掲げる広告物等（規則で定めるものに限る。）については、同号の国又は地方公共団体は、当該広告物等を市長に届け出なければならない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
- (2) 国又は地方公共団体が公的な目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）の適用を受ける選挙運動のために使用する広告物等
- (4) 所有者又は管理者が管理上の必要に基づいて表示し、又は設置する次のア又はイに掲げる広告物等
 - ア 第3条第1項各号に掲げる物件で表示し、又は設置する広告物等
 - イ 第3条第2項各号に掲げる物件で表示し、又は設置する簡易広告物
- 2 公益上必要な施設又は物件で規則で定める基準に適合して寄贈者の名称その他これに類するものを表示し、又は設置する場合には、第2条、第3条及び第5条の規定は適用しない。
- 3 次掲げる広告物等については、第2条及び第5条の規定は適用しない。
 - (1) 自己の氏名、名称、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 自己の管理する土地又は物件で管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 工事現場の板扉その他これに類する仮囲いに表示する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
 - (5) 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のため、当該会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
 - (6) 電車（軌道事業の用に供する車両及び索道事業の用に供する搬器を含む。第8号及び次頁第2号において同じ。）又は自動車に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (7) 前号に掲げるもののほか、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第85号）第7条第1項第5号に規定する使用の本拠の位置が本市の区域外にあるものに限る。）の車両に表示し、又は設置する広告物等であって、その使用の本拠の位置において効力を有している屋外広告物に関する条例の規定に基づいて表示し、又は設置しているもの
 - (8) 人、動物、車両（電車及び自動車を除く。）又は植物を表示し、又は設置する広告物等
 - (9) 地方公共団体が設置する掲示板で表示する広告物
 - (10) 営利を目的としない簡易広告物で規則で定める基準に適合するもの
 - (11) 公益上やむを得ないもので規則で定めるもの
- 4 次掲げる広告物等については、第2条の規定は適用しない。
 - (1) 道路標識、案内図版その他公的な目的を有する広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 電車又は自動車に表示し、又は設置する広告物等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）

4. その他 大阪・関西万博 関電ビルラッピング経過報告

(1) 経緯

神戸市中央区にある神戸関電ビルにおいて、規格基準を超えたサイズの万博の広告物を掲出したいという相談があり、対応を検討したものの。

(2) 方針

神戸市として、万博をPRする広告物については、規格基準の特例を認める包括的な方針を定めた。
※現時点において、その他の特例を認めた広告物の相談は無し

(3) 経過報告

神戸関電ビルに掲出されている広告物について、下記のとおり許可を行った。

- ・許可期間 2024年9月18日～2025年11月30日
- ・表示面積 371.64 m²

11月11日（月）より施工開始され、28日（木）に完成予定。

5. その他 広告物等景観保全地区の経過報告

広告物等景観保全地区については、箕谷ICをモデル地区として先行して進めている状況。

保全地区として指定した全23地区のうち、箕谷ICを含めた9か所について修景が必要と判断しており、順次対応を進めていく。